

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

機 構		各課 定数	職 員 数		
			男	女	計
税 務 監		1	1		1
税 務 部	税 制 課	23	18	5	23
	市 民 税 管 理 課	16	10	8	18 (2)
	資 産 税 管 理 課	15	14	1	15
合 計		54	42	14	56 (2)
収 納 対 策 部	収 納 対 策 課	12	10	2	12
	債 権 管 理 課	15	7	8	15
合 計		27	17	10	27

か わ さ き	市 民 税 課	管 理 係		7	6	13 (1)
		市 民 税 第 1 係		5	3	8
		市 民 税 第 2 係		3	5	8
		市 民 税 第 3 係		5	2	7
		計	35	20	16	36 (1)
市 税 事 務 所	法 人 課 税 課	諸 税 第 1 係		3	3	6
		諸 税 第 2 係		3	3	6
		特 別 徴 収 第 1 係		3	2	5
		特 別 徴 収 第 2 係		2	3	5
		特 別 徴 収 第 3 係		5	4	9
		計	31	16	15	31
市 税 事 務 所	資 産 税 課	土 地 第 1 係		4	2	6
		土 地 第 2 係		2	3	5
		家 屋 第 1 係		4	2	6
		家 屋 第 2 係		4	2	6
		家 屋 第 3 係		4	2	6
		大 規 模 資 産 評 価 担 当		8	1	9
		計	38	26	12	38
市 税 事 務 所	納 税 課	収 納 第 1 係		1	4	5
		収 納 第 2 係		4	3	7
		収 納 第 3 係		2	5	7
		収 納 第 4 係		2	4	6
		収 納 第 5 係		2	5	7
		特 別 収 納 担 当		5	2	7
		計	39	16	23	39
合 計			143	78	66	144 (1)

(注) 1 事務所長、分室長、課長及び担当課長は庶務担当に含む。  
 2 税務部長は税制課に、収納対策部長は収納対策課に含む。  
 3 職員数欄の( )は、合計数のうち育児休業代替任期付職員数を示す(時限措置含む)。

(平成31年4月1日現在)

機 構		各課 定数	職 員 数			
			男	女	計	
こ す ぎ	市 民 税 担 当	[ 管 理 ]	2	3	5	
		[ 市 民 税 ]	4	3	7 (1)	
		[ 市 民 税 ]	4	2	6	
		計	17	10	8	18 (1)
市 税 分 室	資 産 税 担 当	[ 土 地 ]	6	2	8	
		[ 家 屋 ]	3	3	6	
		[ 家 屋 ]	3	2	5	
		計	19	12	7	19
納 税 担 当	[ 収 納 ]	5	3	8		
	[ 収 納 ]	1	2	3		
		計	11	6	5	11
合 計			47	28	20	48 (1)
み ぞ の く ち 市 税 事 務 所	市 民 税 課	管 理 係		6	3	9
		市 民 税 第 1 係		6	2	8
		市 民 税 第 2 係		6	2	8
		市 民 税 第 3 係		5	2	7
		計	32	23	9	32
資 産 税 課	土 地 第 1 係		6	3	9	
	土 地 第 2 係		3	5	8 (1)	
	家 屋 第 1 係		6	2	8	
	家 屋 第 2 係		4	3	7	
	家 屋 第 3 係		6	1	7	
		[ 坂 町 派 遣 ]		1		1 (1)
		計	38	26	14	40 (2)
納 税 課	収 納 第 1 係		2	3	5	
	収 納 第 2 係		2	5	7	
	収 納 第 3 係		4	3	7	
	収 納 第 4 係		1	4	5	
	特 別 収 納 担 当		6	1	7	
		計	30	15	16	31
合 計			100	64	39	103 (2)
し ん ゆ り 市 税 事 務 所	市 民 税 課	管 理 係		6	3	9
		市 民 税 第 1 係		5	3	8
		市 民 税 第 2 係		4	4	8
		市 民 税 第 3 係		4	3	7
		計	31	19	13	32
資 産 税 課	土 地 第 1 係		5	4	9	
	土 地 第 2 係		3	6	9	
	家 屋 第 1 係		7		7	
	家 屋 第 2 係		5	2	7	
	家 屋 第 3 係		5	2	7	
		計	39	25	14	39
納 税 課	収 納 第 1 係		1	3	4	
	収 納 第 2 係		6	3	9	
	収 納 第 3 係		3	1	4	
	特 別 収 納 担 当		3	2	5	
			計	22	13	9
合 計			92	57	36	93
税 務 職 員 総 数			464	287	185	472 (6)

2 税務事務分掌

機構	事 務 分 掌
税 制 課 務	(1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。
	(2) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。
	(3) 市税事務所との連絡調整に関すること。
	(4) 市税システムの調整に関すること。
	(5) 税務職員の研修に関すること。
	(6) 税務査察に関すること。
	(7) 市税の審査請求に関すること。
	(8) 固定資産評価審査委員会に関すること。
	(9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
	(10) 税務統計に関すること。
	(11) 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
市民税管理課	(1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること（資産税管理課の所管に属するものを除く。）。
	(3) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(4) 入湯税の課税資料に関すること。
	(5) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税資料に関すること。
資産税管理課	(1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(3) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(5) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税資料に関すること。
収納対策課	(1) 市税の収納対策の企画及び推進に関すること。
	(2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(3) 債権（市税を除く。）の管理の適正化及び収納対策の推進に係る総合調整に関すること。

(平成31年4月1日現在)

機構	事 務 分 掌
市 民 税 課	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 軽自動車税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 個人の市民税及び県民税の課税資料に関すること。
	(7) 軽自動車税の課税資料に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(8) 所の維持管理に関すること（みぞのくち市税事務所に限る。）。
税 法 人 課 事 業 税 課	(1) 給与所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものに限る。）に関すること。
	(3) 法人の市民税の賦課に関すること。
	(4) 市たばこ税の賦課に関すること。
	(5) 入湯税の賦課に関すること。
	(6) 事業所税の賦課に関すること。
	(7) 特別徴収の市民税及び県民税の督促に関すること。
	(8) 法人の市民税及び事業所税の課税資料に関すること。
資 産 税 課	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む（かわさき市税事務所に限る。））。
	(2) 特別土地保有税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
納税課	市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。
市 税 事 務 所 分 室	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。

3 市税税率等

区分		平成30年度			
市人	均等割	3,500円 ※1 (県民税 1,800円 ※1 ※2)			
	所得割	8/100 (県民税 2.025/100 ※3)			
民	均等割	資本金等の額・従業者数 ※6			
		下記以外の法人	50,000円	1億円超10億円以下50人以下	160,000円
税	法人税割	1千万円以下50人超	120,000円	1億円超10億円以下50人超	400,000円
		1千万円超1億円以下50人以下	130,000円	10億円超50億円以下50人以下	410,000円
人	法人税割	1千万円超1億円以下50人超	150,000円	10億円超50億円以下50人超	1,750,000円
		資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人並びに			
固定資産税	法人税割	保険業法に規定する相互会社及び受託法人	12.1/100		
		資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人	10.9/100		
		その他の法人等	9.7/100		
固定資産税		1.4/100 (土地 30万円未満、家屋 20万円未満、償却資産 150万円未満)			
軽自動車	軽自動車税	1 原動機付自転車	2 軽自動車及び小型特殊自動車		
		50cc以下 2,000円	ア 軽自動車		
自	動	90cc以下 2,000円	(7) 2輪	3,600円	
		90cc超 2,400円	(イ) 3輪※7	3,100円 (3,900円)※	
車	税	ミニカー 3,700円	(ウ) 4輪※7 乗用 営業用	5,500円 (6,900円)※	
			乗用 営業用	7,200円 (10,800円)※	
環境性能制	(R1.10創設)		貨物 営業用	3,000円 (3,800円)※	
			乗用 営業用	4,000円 (5,000円)※	
市	たばこ税	旧3級品以外の紙巻たばこ等	1,000本につき 5,262円 ※10		
		旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき 4,000円		
特別土地保有税		平成15年度以降課税の停止 ( 保有分 1.4/100 (2,000㎡未満) 取得分 3/100 (2,000㎡未満) )			
入湯税		入湯客1人1日につき 150円			
事業所税	資産割	事業所用家屋床面積1㎡につき 600円(1,000㎡以下)			
	従業者割	従業者給与総額の 0.25/100(100人以下)			
都市計画税		0.3/100			

(注) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の( )内は、免税点を示す。

※1 市民税及び県民税には、地方税の臨時特例による引き上げ分500円を含む。

※2 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分300円を含む。

※3 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分0.025/100を含む。

※4 適用初年度は、1期・2期の普通徴収と、10月以降の特別徴収による。

※5 仮徴収各月の徴収額は前年度の特別徴収税額(年税額)の1/2に相当する額の1/3とし、今年度の年税額の残りの1/3を本徴収各月の徴収額とする。

令和元年度		納期(納期限)			
普通徴収	1期	2期	3期	4期	
	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日	
特別徴収(年金分) ※4	仮徴収 ※5 本徴収 ※5				
	4月	6月	8月	10月	12月
特別徴収(給与分)	翌月10日までに納入				
	6月～翌年5月(毎月) 当月分を翌月10日までに納入				
50億円超50人以下	410,000円				各事業年度終了後2ヶ月以内
50億円超50人超	3,000,000円				
令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用		8.4/100			
		7.2/100			
		6.0/100			
		1期	2期	3期	4期
		4月末日	7月末日	12月末日	2月末日
イ 小型特殊自動車					5月末日
(7) 農耕作業用	2,000円				
(イ) その他のもの	5,900円				
3 2輪の小型自動車	6,000円				
※( )内については初度検査年月が平成27年4月以後の車両に適用される税率である。					
1 電気軽自動車・燃料電池軽自動車・天然ガス軽自動車 ※8	非課税				3輪・4輪以上(新車・中古車問わず)の軽自動車の取得時
2 ガソリン車(ハイブリッド車を含む)で平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 令和2年度燃費基準達成 営業用 0.5% 自家用 1% ※9 平成27年度燃費基準+10%以上達成 営業用 1% 自家用 2% ※9 上記以外 営業用 2% 自家用 2% ※9	非課税				
旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円	4,000円 ※11				翌月末日
旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき					保有分・遊休土地分 5月末日
遊休土地分 1.4/100 (1,000㎡未満)					取得分 8月末日又は2月末日
		翌月末日			
		法人 各事業年度終了後2ヶ月以内			
		個人 翌年の3月15日まで			
		固定資産税と同じ			

※6 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額

又は出資金の額」を下回る場合、「資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額」が基準となる。

※7 環境負荷に応じた税率の特例措置(重課及び軽課)も別途規定されている。

※8 平成21年排出ガス基準からNOx10%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準適合車に限る。

※9 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、税率が1%軽減される。

※10 税率引上げにより、平成30年10月1日から5,692円。

※11 税率引上げにより、令和元年10月1日から5,692円。

4 市民税(個人)所得控除額等

区分	平成30年度
所得金額	収入金額が180万円以下……………収入金額×40%(最低控除額65万円) # 180万円超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 # 360万円超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円
青色事業専従者給与 事業専従者控除(白色)	適正な給与の支給額 配偶者 860,000円、その他 500,000円
雑損	「(損失額－補填額)－総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額－5万円」のいずれか少ない方
医療費	(医療費の額－補填額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方
スイッチOTC薬控除	スイッチOTC医薬品購入費-12,000円(限度額88,000円)(医療費控除の特例)
社会保険料	支払った金額
小規模企業共済等掛金	支払った金額
所得	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円) ①支払保険料が15,000円以下……………全額 ② # 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円 ③ # 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円 ④ # 70,000円超……………35,000円 ○地震保険料だけの場合 支払保険料が50,000円以下……………支払額×1/2 # 50,000円超……………25,000円
得	○地震と長期の両方がある場合(※2) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 25,000円)
控	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者 寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…260,000円 特別障害者…300,000円
除	配偶者 一般…330,000円 老人…380,000円
税	本人合計所得金額が1,000万円以下で、 配偶者の合計所得金額が 38万円超45万円未満 …… 330,000円 45万円以上50万円未満 …… 310,000円 50万円以上55万円未満 …… 260,000円 55万円以上60万円未満 …… 210,000円 60万円以上65万円未満 …… 160,000円 65万円以上70万円未満 …… 110,000円 70万円以上75万円未満 …… 60,000円 75万円以上76万円未満 …… 30,000円
額	扶養基礎 一般……………330,000円 老人……………380,000円 特定……………450,000円 330,000円
控	調整 ○合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のいずれか少ない金額の4%(県民税1%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額 ○合計課税所得金額が200万円を超える場合 次の①から③を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の4%(県民税1%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額-200万円
除	配当 配当所得の金額×2.24%(県民税0.56%) (課税総所得金額が1万円を超える場合の超次の①と②のいずれか少ない金額の4/5 (県民税1/5)) 住宅借入金等特別 ①平成21年から平成26年3月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×5%(限度額 97,500円) ③平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×7%(限度額 136,500円) ※消費税8%又は
参考	寄附金 (寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)-2,000円)×8%(県民税2%) (地方公共団体に対する寄附金については、調整控除後所得割額の2割を限度に特例控除)
考	外国税額 所得税で控除しきれない額があるとき、所得税外国税額控除限度額の県民税は6%、市 退職所得控除 # 20年超 800万円+70万円×(勤続年数-20年) 障・未・寡非課税範囲 合計所得金額 125万円以下

令和	令和																																							
# 660万円超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円	# 1,000万円超……………2,200,000円																																							
れか多い方の金額 の金額を除いた額(限度額 200万円)																																								
○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) ①支払保険料が12,000円以下……………全額 ② # 12,000円超32,000円以下……………支払額×1/2+6,000円 ③ # 32,000円超56,000円以下……………支払額×1/4+14,000円 ④ # 56,000円超……………28,000円 ○長期損害保険契約(※1)に係るものだけの場合【経過措置】 支払保険料が5,000円以下……………全額 # 5,000円超15,000円以下……………支払額×1/2+2,500円 # 15,000円超……………10,000円 ※1. 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約 ※2. 長期が地震にも該当するときは、いずれかの契約のみに該当 同居特別障害者…530,000円 特定の寡婦…300,000円																																								
本人の合計所得金額が 900万円以下 一般…330,000円 老人…380,000円 900万円超950万円以下 一般…220,000円 老人…260,000円 950万円超1000万円以下 一般…110,000円 老人…130,000円																																								
次の表で求めた金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超960万円以下</th> <th>950万円超1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超960万円以下	950万円超1000万円以下	38万円超90万円以下	330,000円	220,000円	110,000円	90万円超95万円以下	310,000円	210,000円		95万円超100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	100万円超105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	105万円超110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	110万円超115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	115万円超120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	120万円超123万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超960万円以下	950万円超1000万円以下																																					
38万円超90万円以下	330,000円	220,000円	110,000円																																					
90万円超95万円以下	310,000円	210,000円																																						
95万円超100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																					
100万円超105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																					
105万円超110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																					
110万円超115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																					
115万円超120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																					
120万円超123万円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																					
同居老親等……………450,000円																																								
平成30年度と同じ ただし配偶者及び配偶者特別控除は次の表で求めた金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除の種類</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超960万円以下</th> <th>950万円超1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者 一般</td> <td>5万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者 老人</td> <td>10万円</td> <td>6万円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者 特別 38万円超40万円未満</td> <td>5万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>配偶者 特別 40万円以上45万円未満</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	控除の種類	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超960万円以下	950万円超1000万円以下	配偶者 一般	5万円	4万円	2万円	配偶者 老人	10万円	6万円	3万円	配偶者 特別 38万円超40万円未満	5万円	4万円	2万円	配偶者 特別 40万円以上45万円未満	3万円	2万円	1万円																
控除の種類	本人の合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超960万円以下	950万円超1000万円以下																																					
配偶者 一般	5万円	4万円	2万円																																					
配偶者 老人	10万円	6万円	3万円																																					
配偶者 特別 38万円超40万円未満	5万円	4万円	2万円																																					
配偶者 特別 40万円以上45万円未満	3万円	2万円	1万円																																					
える部分の金額は×1.12%(県民税0.28%) (証券投資信託に係るものは控除率が異なる。)																																								
受けた場合																																								
別控除を受けた場合																																								
10%適用の場合のみ。消費税5%適用の場合は、合計額×5%(限度額 97,500円)																																								
額を加算。ふるさと寄附金にのみ適用)																																								
民税は24%を限度として、県民税所得割額から順次控除																																								
(障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)																																								

5 所得税の諸控除

区分	平成29年分
所得金額	収入金額が180万円以下……………収入金額×40% (最低控除額65万円) 〃 180万超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 〃 360万超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円
青色事業専従者給与 事業専従者控除(白色)	適正な給与の支給額 配偶者 860,000円、その他 500,000円
雑損 医療費	「(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額－5万円」のいずれか (医療費の額－補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金
スイッチOTC薬控除	スイッチOTC医薬品購入費－補てん額－12,000円 (限度額88,000円) (通常の医療費控除と)
社会保険料	支払った金額
小規模企業共済等掛金	支払った金額
生命保険料	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額100,000円) ①支払保険料が 25,000円以下……………全額 ② 〃 25,000円超50,000円以下……………支払額×1/2+12,500円 ③ 〃 50,000円超100,000円以下……………支払額×1/4+25,000円 ④ 〃 100,000円超……………50,000円
地震保険料	○地震保険料だけの場合 支払保険料が 50,000円以下……………全額 〃 50,000円超……………50,000円 ○地震と長期の両方がある場合(※②) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 50,000円)
寄附金	(「特定寄附金の額の合計額」又は「総所得金額等の40%相当額」のいずれか少ない方の金
寡婦・寡夫・勤労学生・障害者	寡婦・寡夫 …… 270,000円 特別障害者 …… 400,000円
配偶者	一般…380,000円 老人…480,000円
配偶者特別	本人合計所得金額が1,000万円以下で、 配偶者の合計所得金額が 38万円超40万円未満 …… 380,000円 40万円以上45万円未満 …… 360,000円 45万円以上50万円未満 …… 310,000円 50万円以上55万円未満 …… 260,000円 55万円以上60万円未満 …… 210,000円 60万円以上65万円未満 …… 160,000円 65万円以上70万円未満 …… 110,000円 70万円以上75万円未満 …… 60,000円 75万円以上76万円未満 …… 30,000円
扶養基礎	一般……………380,000円 老人……………480,000円 特定……………630,000円 380,000円
配当	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分の金額は×5%) 平成26年1月1日～26年3月31日までに居住を開始した場合
住宅借入金等特別	① ②、③以外(※1) [当初10年間] ……残高(2千万円以下の部分)×1% (限度額20万円) ② 認定長期優良住宅 [当初10年間] ……残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円) ③ 認定低炭素優良住宅 [当初10年間] ……残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円)
政党等寄附金特別	(政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－2千円)×30%(限度額は所得税額の25%)
住宅耐震改修特別	平成26年4月1日～令和3年12月31日までに住宅耐震改修をした場合(限度額は引き上げ後消費住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額×10%(限度額25万円))
住宅特定改修特別	平成26年4月1日～令和3年12月31日までに居住の用に供した場合(③は平成28年4月1日～、④は平成29年住宅特定改修特別税額控除額＝①+②+③、①+③+④-1又は①+③+④-2 ① 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額×10%(限度額20万円) ② 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額×10%(限度額35万円) ③ 多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額×10%(限度額25万円) ④-1 (住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等+耐久性向上改修工事等)の標準的な費用の額×10%(限 ④-2 (住宅耐震改修+一般断熱改修工事等+耐久性向上改修工事等)の標準的な費用の額×10%(限
認定住宅新築等特別	平成26年4月1日～令和3年12月31日までに居住の用に供した場合(限度額は引き上げ後消費税認定住宅の認定基準に適合するために必要な標準的な増し費用の額×10%(限度額65万円))
外国税額	外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除いた額×国外所得総額÷所得総額)

※1 住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別控除は、住宅借入金等特別税額控除を適用する場合は適用され  
 ※2 住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額が、8%の税率により課される場合。

区分	平成30年分																																											
所得金額	収入金額が660万円超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円 〃 1,000万円超……………2,200,000円																																											
多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。) 額を除いた額(限度額 200万円) の選択適用)																																												
〇平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額120,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額40,000円) ①支払保険料が 20,000円以下……………全額 ② 〃 20,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+10,000円 ③ 〃 40,000円超80,000円以下……………支払額×1/4+20,000円 ④ 〃 80,000円超……………40,000円																																												
〇長期損害保険契約(※①)に係るものだけの場合【経過措置】 〃 10,000円以下……………全額 〃 10,000円超20,000円以下……………支払額×1/2+5,000円 〃 20,000円超……………15,000円 ※① 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約 ※② 長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当																																												
額)－2千円 同居特別障害者…………… 750,000円 特定の寡婦…………… 350,000円																																												
本人の合計所得金額が 900万円以下 一般…380,000円 老人…480,000円 900万円超950万円以下 一般…260,000円 老人…320,000円 950万円超1000万円以下 一般…130,000円 老人…160,000円																																												
次の表で求めた金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超85万円以下</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>85万円超90万円以下</td> <td>360,000円</td> <td>240,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下	38万円超85万円以下	380,000円	260,000円	130,000円	85万円超90万円以下	360,000円	240,000円	120,000円	90万円超95万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	95万円超100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	100万円超105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円	105万円超110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円	110万円超115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円	115万円超120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円	120万円超123万円以下	30,000円	20,000円	10,000円
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下																																									
38万円超85万円以下	380,000円	260,000円	130,000円																																									
85万円超90万円以下	360,000円	240,000円	120,000円																																									
90万円超95万円以下	310,000円	210,000円	110,000円																																									
95万円超100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円																																									
100万円超105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円																																									
105万円超110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円																																									
110万円超115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円																																									
115万円超120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円																																									
120万円超123万円以下	30,000円	20,000円	10,000円																																									
同居老親等……………580,000円																																												
(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。) 平成26年4月1日～令和元年9月30日までに居住を開始した場合 (限度額は引上げ後消費税が課される場合※2) ① ②、③以外(※1) [当初10年間] ……残高(4千万円以下の部分)×1% (限度額40万円) ② 認定長期優良住宅 [当初10年間] ……残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円) ③ 認定低炭素優良住宅 [当初10年間] ……残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円)																																												
税が課される場合※3)																																												
4月1日～) (限度額は引き上げ後消費税が課される場合※3)																																												
度額35万円) 額60万円) が課される場合※3) 円) 得総額÷所得総額)																																												
れない。 ※3 住宅の耐震工事や認定住宅の新築等の費用の額に、8%又は10%の税率により課される消費税額を含む場合。																																												



8 指定都市の状況(平成30年度)

(1) 人口等

区 分	川 崎 市		札 幌 市		仙 台 市		さいたま市		千 葉 市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
人 口 (人)	1,505,357	100.9	1,963,626	100.2	1,087,091	100.2	1,287,563	100.8	975,535	100.2	
世 帯 数 (世帯)	717,241	101.8	944,184	101.2	509,617	101.0	554,789	101.9	429,449	101.4	
面 積 (km <sup>2</sup> )	144.35	100.0	1,121.26	100.0	786.30	100.0	217.43	100.0	271.77	100.0	
人 口 密 度 (人/km <sup>2</sup> )	10,429	100.9	1,751	100.2	1,383	100.2	5,922	100.8	3,590	100.2	
一 般 会 計	歳入額 (A)	715,316,660	102.1	988,525,719	100.6	513,431,430	98.5	542,051,205	102.1	433,260,692	98.7
	歳出額	712,891,722	102.2	981,069,588	101.2	501,918,536	98.8	535,597,827	102.4	429,943,704	98.9
基 準 財 政 会 計	収入額 (B)	293,127,024	102.4	285,725,635	101.9	185,534,859	101.8	222,560,571	103.1	170,824,349	101.5
	需要額 (C)	287,431,560	100.3	385,853,607	100.5	203,960,526	101.1	227,504,224	102.4	182,683,089	101.2
市 税 等	予算額 (D)	350,625,669	113.4	322,200,000	111.8	212,547,000	111.4	264,748,851	114.1	194,200,000	110.0
	調定額 (E)	355,766,843	113.2	329,797,977	111.1	217,261,450	111.6	270,247,718	112.9	201,452,954	110.5
	収入額 (F)	353,077,005	113.5	325,865,000	111.4	214,066,454	112.0	265,177,813	113.3	197,202,349	111.0
	不納欠損額	543,550	84.8	416,797	85.5	256,842	56.2	488,561	69.2	334,697	59.4
徴 税 費 等	徴 税 費 (G)	5,029,249	101.3	6,742,598	102.1	4,756,992	109.2	4,263,024	104.9	3,331,249	100.0
道 府 県 民 税 徴 取 投 費 (H)	2,468,184	102.2	2,782,860	100.8	1,718,497	109.2	1,932,591	102.2	1,545,011	101.3	
徴税費の割合 (G-H)/F	0.7	—	1.2	—	1.4	—	0.9	—	0.9	—	
税務職員数(臨時職員含む)	531	99.6	653	99.4	406	98.5	353	99.2	340	99.4	
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合 (F/A)	49.4	—	33.0	—	41.7	—	48.9	—	45.5	—
	基準財政収入額/基準財政需要額 (B/C)	102.0	—	74.1	—	91.0	—	97.8	—	93.5	—
	市 税 入 額	対 予 算 比 (F/D)	100.7	—	101.1	—	100.7	—	100.2	—	101.5
	対 調 定 比 (F/E)	99.2	—	98.8	—	98.5	—	98.1	—	97.9	—

(注) 1 人口等は、平成30年1月1日現在(平成27年国勢調査確報値を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して)  
2 徴税費等は、「令和元年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成30年度実績によるため、道府県民税徴取

(単位 千円・人・%)

横 浜 市	相 模 原 市		新 潟 市		静 岡 市		浜 松 市		名 古 屋 市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
3,733,084	100.1	722,688	100.2	803,802	99.6	698,535	99.6	795,928	99.9	2,316,047	100.4
1,674,601	100.8	319,630	101.3	336,384	100.8	290,706	100.8	316,016	101.0	1,090,303	101.4
435.29	100.0	328.91	100.0	726.45	100.0	1,411.90	100.0	1,558.06	100.0	326.45	100.0
8,576	100.0	2,197	100.1	1,106	99.5	495	99.6	511	100.0	7,095	100.4
1,729,378,976	102.5	295,060,383	101.8	384,989,225	94.7	314,526,000	99.4	338,913,362	100.5	1,204,832,605	103.3
1,716,216,312	102.8	286,243,287	101.7	379,276,737	94.0	306,399,122	99.0	328,756,773	99.9	1,196,614,218	103.2
687,089,832	101.6	112,615,455	102.2	120,883,909	102.1	121,935,604	100.6	135,606,721	102.5	485,317,539	102.0
707,428,416	100.9	125,383,867	102.0	171,462,672	102.0	136,892,426	100.7	155,455,010	101.9	491,743,652	101.3
822,105,000	113.3	127,200,000	112.2	132,455,311	109.2	138,600,000	109.5	148,100,000	112.8	578,808,622	113.0
830,112,512	113.2	131,197,725	111.2	136,681,386	109.7	141,696,723	109.9	152,004,548	112.9	586,351,080	112.9
823,719,690	113.3	127,892,461	111.8	133,104,661	110.1	139,921,698	110.3	149,343,747	113.3	583,278,035	113.0
920,701	103.8	329,052	115.1	273,078	107.2	289,010	94.9	230,522	78.5	443,542	109.9
10,967,961	102.6	2,143,464	101.1	2,805,382	102.8	2,349,634	109.3	2,489,014	97.0	11,256,191	102.9
5,818,526	101.3	1,115,940	102.5	1,239,645	103.4	1,088,427	100.9	1,248,345	95.8	3,476,569	101.5
0.6	—	0.8	—	1.2	—	0.9	—	0.8	—	1.3	—
1,214	100.7	234	100.9	267	98.5	291	100.0	301	99.0	902	100.2
47.6	—	43.3	—	34.6	—	44.5	—	44.1	—	48.4	—
97.1	—	89.8	—	70.5	—	89.1	—	87.2	—	98.7	—
100.2	—	100.5	—	100.5	—	101.0	—	100.8	—	100.8	—
99.2	—	97.5	—	97.4	—	98.7	—	98.2	—	99.5	—

推算したもの。)である。  
取扱費には、過誤納還付分及び配当制等控除分は含まない。

8 指定都市の状況(平成30年度)(続)

(1) 人口等(続)

区 分	京 都 市		大 阪 市		堺 市		神 戸 市		岡 山 市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
人 口 (人)	1,471,722	99.8	2,714,818	100.4	833,544	99.6	1,531,691	99.8	721,608	100.1	
世 帯 数 (世帯)	716,672	100.6	1,395,694	101.5	354,906	100.6	714,974	100.6	324,245	101.0	
面 積 (km <sup>2</sup> )	827.83	100.0	225.21	100.0	149.82	100.0	557.02	100.0	789.95	100.0	
人 口 密 度 (人/km <sup>2</sup> )	1,778	99.8	12,055	100.4	5,564	99.6	2,750	99.8	913	100.0	
一 般 会 計	歳入額 (A)	775,163,940	100.7	1,720,676,450	98.2	405,268,677	101.1	768,543,061	98.7	331,747,321	100.9
	歳出額	771,925,927	100.5	1,718,604,800	98.2	401,752,279	101.3	759,361,443	98.2	315,409,476	99.3
基 準 財 政 会 計	収入額 (B)	237,248,801	101.9	582,725,337	103.2	131,723,342	101.4	256,951,676	101.1	114,449,348	100.9
	需要額 (C)	295,924,133	100.1	625,019,815	101.3	159,886,970	100.5	322,818,105	100.5	144,177,053	100.8
市 税 等	予算額 (D)	290,330,000	114.7	736,333,973	109.9	146,602,000	110.6	302,001,776	110.3	126,720,538	110.3
	調定額 (E)	294,532,573	113.8	748,696,961	108.9	150,000,439	109.6	305,926,695	109.8	131,046,006	109.8
	収入額 (F)	291,702,131	114.1	737,441,209	109.2	147,721,126	109.9	300,900,698	110.0	127,631,735	110.6
	不納欠損額	337,401	87.7	1,682,249	83.4	188,203	92.4	617,578	114.7	318,903	76.7
徴 税 費 等	徴 税 費 (G)	6,868,154	105.5	12,109,983	104.0	2,801,933	97.0	7,160,359	109.7	2,248,644	97.5
道 府 県 民 税 徴 取 投 費 (H)	2,064,837	101.8	3,745,359	99.8	1,211,325	102.0	2,137,060	101.2	1,026,869	101.2	
徴税費の割合 (G-H)/F	1.6	—	1.1	—	1.1	—	1.7	—	1.0	—	
税務職員数(臨時職員含む)	607	100.3	1,188	101.6	325	97.0	596	99.0	227	101.8	
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合 (F/A)	37.6	—	42.9	—	36.5	—	39.2	—	38.5	—
	基準財政収入額/基準財政需要額 (B/C)	80.2	—	93.2	—	82.4	—	79.6	—	79.4	—
	市 税 入 額 対 予 算 比 (F/D)	100.5	—	100.2	—	100.8	—	99.6	—	100.7	—
	市 税 入 額 対 調 定 比 (F/E)	99.0	—	98.5	—	98.5	—	98.4	—	97.4	—

(注) 1 人口等は、平成30年1月1日現在(平成27年国勢調査確報値を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して)  
2 徴税費等は、「令和元年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成30年度実績によるため、道府県民税徴取

(単位 千円・人・%)

広 島 市	北 九 州 市		福 岡 市		熊 本 市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
1,198,732	100.1	949,911	99.4	1,570,485	100.9	740,282	100.1
542,395	100.9	428,798	100.3	794,694	101.8	321,266	101.1
906.53	100.0	491.95	100.0	343.39	100.0	390.32	100.0
1,322	100.1	1,931	99.4	4,573	100.9	1,897	100.1
645,665,310	102.2	548,523,456	99.3	851,574,434	98.8	388,259,413	93.6
642,273,056	102.3	545,369,719	99.4	838,886,938	98.7	377,987,522	93.9
199,889,952	100.8	148,456,014	100.1	273,980,502	103.1	100,277,140	100.7
240,748,418	100.5	207,868,624	100.0	307,337,873	101.5	143,225,806	101.1
231,763,130	110.9	171,654,400	108.3	326,572,774	113.0	112,586,000	113.9
240,818,635	111.1	174,353,353	108.7	336,853,955	113.2	116,458,039	113.2
234,186,914	111.6	171,614,913	109.0	332,596,900	113.4	113,433,633	114.1
2,217,586	725.6	256,694	83.7	394,365	89.7	526,361	82.1
4,225,075	100.7	4,106,677	99.1	5,455,161	101.2	2,131,052	95.8
1,776,245	101.3	1,299,311	101.1	2,219,119	104.2	1,128,721	113.7
1.0	—	1.6	—	1.0	—	0.9	—
421	97.2	391	98.0	527	100.6	286	99.0
36.3	—	31.3	—	39.1	—	29.2	—
83.0	—	71.4	—	89.1	—	70.0	—
101.0	—	100.0	—	101.8	—	100.8	—
97.2	—	98.4	—	98.7	—	97.4	—

推算したもの。)である。  
取扱費には、過誤納還付分及び配当制等控除分は含まない。











令和元年度  
市 税 概 要  
令和2年3月発行

編集 川崎市財政局税務部税制課  
発行

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル5階  
電話 044(200)2111(代表)